

速報！ 令和6年度診療報酬改定 答申

2024年2月14日(水)、第584回中央社会保険医療協議会総会において、
令和6年度診療報酬改定の答申が提示されました。

個別改定項目の全文は、以下の本会ホームページから確認することができます。
理学療法士の方向けトップページ>職能活動>医療保険・介護保険・障害福祉サービス等>
令和6年度診療報酬改定情報 ※当該ページのQRコード



-----以降、理学療法士に関連する個別改定項目と答申に記載されているページ番号-----

- I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組 (P.1)
 - ☞ 医療機関に勤務する理学療法士等の賃金改善の評価新設
- II-2-① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価 (P.169)
 - ☞ 地域包括医療病棟入院料新設
 - ☞ リハビリテーション・栄養・口腔連携加算新設 (1日につき80点)
- II-2-⑤ リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進 (P.196)
 - ☞ 一部の移行先に対するリハビリテーション実施計画書提供の義務化
 - ☞ リハビリテーション計画提供料廃止
- II-2-⑥ 退院時におけるリハビリテーションに係る医療・介護連携の推進 (P.201)
 - ☞ 退院時共同指導料2の共同指導に理学療法士の参加が望ましい旨の要件追加
- II-2-⑧ 入退院支援加算1・2の見直しについて (P.205)
 - ☞ 退院支援計画にリハビリテーションを含む旨の要件追加
- II-2-⑮ リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進 (P.234)
 - ☞ 疾患別リハビリテーションと自立訓練(機能訓練)同時実施に係る施設基準緩和
- II-3-① 急性期におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の取組の推進 (P.237)
 - ☞ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算新設 (1日につき120点)
 - ※ADL維持向上等体制加算廃止

(施設会員代表者様へ)

- ・配信先について、施設会員代表者の方はマイページより情報のご確認をお願いいたします。
- ・FAX通信を希望されない場合は、マイページから【FAX配信不要】の設定をお願いいたします。
- ・施設会員代表者名・施設名・FAX番号等の変更は、施設会員代表者のマイページよりお手続きください。
- ・FAXの送付誤りがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。

FAX 通信



公益社団法人

日本理学療法士協会

JPTA

Japanese Physical Therapy Association

事務局 広報企画課(FAX 通信担当)

TEL: 03-5843-1747 FAX:03-5843-1748

- II-3-② 病態に応じた早期からの疾患別リハビリテーションの推進 (P. 239)
 - ☞ 早期リハビリテーション加算の評価見直し (1 単位につき現行の 30 点から 25 点へ見直し) と急性期リハビリテーション加算 (1 単位につき 50 点を更に所定点数より加算) の新設
- II-3-③ 疾患別リハビリテーション料の実施者区分の創設 (P. 242)
 - ☞ 疾患別リハビリテーション料にリハビリテーションを実施した職種区分新設
- II-3-④ 呼吸器リハビリテーション料の見直し (P. 249)
 - ☞ 周術期の呼吸器リハビリテーション料の対象患者拡大 (大腸癌、卵巣癌、膵癌)
- II-3-⑤ 療養病棟入院基本料の見直し (P. 250)
 - ☞ 現行入院料 I で 2 単位/日を超えた疾患別リハビリテーション料を包括に含む
- II-4-⑬ 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価及び要件の見直し (P. 322)
 - ☞ 入院料 1 及び 2 の評価見直し、地域貢献活動に参加することが望ましいことの追加、入院料 1 及び 3 の FIM の測定に関する院内研修要件化、病棟 1 から 5 まで FIM を定期的に測定することを要件化、体制強化加算 1・2 廃止等
- III-3-③ 回復期リハビリテーション病棟における運動器リハビリテーション料の算定単位数の見直し (P. 563)
 - ☞ 運動器リハビリテーション料に係る算定単位数上限緩和対象患者見直し
- III-5-④ 慢性腎臓病の透析予防指導管理料の評価の新設 (P. 636)
 - ☞ 新設の慢性腎臓病透析指導管理料の施設基準に理学療法士の配置が望ましい旨の追加

以上

(施設会員代表者様へ)

- ・配信先について、施設会員代表者の方はマイページより情報のご確認をお願いいたします。
- ・FAX 通信を希望されない場合は、マイページから【FAX 配信不要】の設定をお願いいたします。
- ・施設会員代表者名・施設名・FAX 番号等の変更は、施設会員代表者のマイページよりお手続きください。
- ・FAX の送付誤りがありましたら、大変恐れ入りますが、上記 TEL/FAX までご連絡ください。